

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○伊藤委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階です。

今、同僚の柚木委員の質問を私は複雑な心境で聞いておりました。高木復興大臣はスポーツマンでいらつしやいますし、今までの復興大臣の中で一番若くて、私は、被災地を元気に明るくしてくれんじゃないかと。先週も新幹線の中でお会いしましたし、一生懸命仕事をしているのもわかります。ただ、今御答弁している姿を見ると、私はちよつと痛々しく悲しい思いがしました。被災者をもっと明るく元気にしてもらわないと。もうすぐ冬ですね、私の地元岩手も冬です。五回目の冬を迎えて、これから寒い季節になるわけですから、先ほどおっしゃったように本当に事実無根かどうかでなければ、ちゃんとそれを証明していただく努力を私からもお願いしたいと思います。

ぜひその点、大臣から一言御答弁をお願いでき

ますか。

○高木国務大臣 しつかりと復興するために、あるいはまた被災地に寄り添うために、これからしっかりと襟を正して、階委員からの御指導もいただきながら頑張らせていただきたいというふうに思います。まさに、これから寒くなる被災地でございます。明るく元気にお過ごしただけのように頑張らせていただきたいと、それは被災地の方にも思いますし、また、私自身もそのような気持ちで仕事に取り組ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○階委員 それでは、質問に移らせていただきます。私、被災された自治体の首長さんたちから最近よく聞く話として、防災集団移転事業、これによって高台に今住宅団地の造成が進んでおります。高台の方は風景が一変しておりますけれども、他方で、もともと住宅があった、津波で浸水した地域は、草がぼうぼう生えていたり、たまにロードサイドの店があったり、ちよつとやはり寂しい光景が今もあるわけです。首長さんから聞きますと、もともとの住宅地というのは災害危険区域に指定されまして、住宅地は買い取りで公有地になって

います。他方、商工業用地は買い取りの対象とならず、公有地と私有地が混在して虫食い状態になっている。そして、公有地である移転元地というのが虫食いであるために、なかなか活用が進んでいない、これを何とかしてほしいという話を聞くわけです。

このような虫食い状態を放置していると、税

金で取得した多くの移転元地、公有地になっている移転元地が遊休地となって機会損失が生じるだけではなくて、管理コストや美観、治安上の問題もあると思います。公有地に混在する私有地を行政が買い取って一団の土地にすれば、このような問題は解消されると思っています。

ところで、復興交付金の制度では、効果促進事業を使って混在する私有地の取得を進められることになっていきます。けれども、改めるべき点があるのではないかとということで、私なりに考えてみました。

資料一という方をごらんになってください。

資料一、左上の方ですけれども、「防集移転元地の利活用」ということで、⑦の(2)、「防集移転元地の利活用については、市町村等の具体的な土地利用の計画に基づき、産業用地、道路事業等の整備を支援している。」ということですが、その下、「効果促進事業により下記の項目の支援が可能である。」ということで、以下、枠の中にいろいろ書いています。そのうちの左側の②の(i)というところですが、「土地利用計画について、地域の復興に資する度合い、移転元地の利用見込み、持続可能性、費用との兼ね合い等、適切な計画であることを確認」というくだりがございます。

これは復興大臣への質問で用意させていただいていると思うんですが、この土地利用計画の確認に際し、当該土地利用計画について厳しい条件ではないかと思ってるんですが、これをもっと緩やかに解するのが必要なのではないかと思いますが、

この点、いかがでしょうか。

○高木国務大臣 移転元地の利活用の問題でございます。

これまででは、例えば高台移転だとか移転先のことをやってきた。そして、復興が進んできて、こういったまだらというんでしょいか、虫食いというんでしょいか、そういった移転跡地の問題が出てきたというように私も認識をいたしております。これは、防災集団移転促進事業の移転元地につきましては、市町村が土地利用計画を、今おっしゃったとおりでございますけれども、策定したりあるいはまた計画に基づく事業を実施する場合には、復興交付金等で支援をさせていただいてるところでございます。復興財源は増税等により手当てをしておりますので、事業の必要性あるいは現実的な利用見込み等を踏まえた土地利用計画の確認は、やはりどうしても必要になるんだろうというふうに思います。

事業用地につきましても、防災集団移転促進事業により市町村が買い取り、公有地となった土地が多く存在していることから、安易に新たな土地取得を行わず、交換により移転元地の有効活用に努めるということが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○階委員 この土地利用計画というのは、余りに厳格に解されますと、なかなかその先の買い取りというところに進まないわけでございます。

そこをまず緩やかに解してほしいのと、今答弁の中で交換という言葉も出ましたけれども、この資料一の右側に書いてありますとおり、一つ目の

丸に「用地取得」というふうに書いています。「防災移転元地の間に点在する土地について、防災移転元地を含めて一帯を整備する計画である場合に、防災移転元地以外の土地の取得が可能」というくんだり、二つ目の米印には、「この際、防災移転元地を極力活用するよう努めることが必要」ということで、まず、用地を取得する前に、括弧書きの中には、「民有地を別の移転元地と交換」というふうに書いています。

この交換というのも、民法上の交換契約になるかと思うんですが、私人との契約になりますので相手方はいろいろな事情で交換に応じたいというケースもあると思います。余りにも交換を条件とすることで取得が進まないということだと、私は、先ほども申し上げました、虫食い状態で放置する、デメリットが大きくなる。だから、交換ということも余りにも求め過ぎない方がいいのではないかと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

○高木国務大臣 先ほどの話にしても今回の話にしても、階委員は少し厳格過ぎないかということかというふうに思います。大事なことは、やはり跡地利用がスムーズに進んで、まさに有効に活用されることだというふうに思います。ぜひ、階委員の御指摘も踏まえながら、これから検討させていただきます。

○階委員 例えば、交換のときに、完全に土地同士を交換するのではなくて、多少お金も上乘せして渡す、お金を渡すときに、その部分は効果促進事業で面倒を見ますよ、こういうこともやったら

より迅速に進むのではないかと思うんですが、制度上はそういうことが可能なかどうか。ちょっと、もし事務方でおわかりになるようであれば確認させていただきます。

○長島副大臣 私の方からお答えをさせていただきます。

階委員御指摘のとおり、移転元地の利活用については、市町村が活用計画等を立てていただいた上で、交換等を促し、そして市町村からは一生懸命努力をさせていただいているところでありまして、けれども、階委員御指摘のとおり、土地と土地の交換だけではなくて対価をとということも可能ではありますので、市町村の事情によって、個別に相談に乗ることにさせていただきたいと思っております。

○階委員 ぜひ柔軟な対応をお願いしたいのと、あと、聞くところによりますと、交換契約をした場合ですけれども、課税がされる、登録免許税とか土地の取得税とかいうのがかかってくるということなんですが、これも虫食い状態を解消する上で足かせとなっていると思うんですが、こうした課税は、今のような状況を解消する場合に限ってはやめられた方がいいのではないかと思います。大臣、いかがでしょうか。

○高木国務大臣 委員御指摘のとおりだと思います。

復興庁として、土地交換の際に登録免許税等の課税が支障とならないように、特例措置を今復興庁から要望しているというような段階でございます。

○階委員 ぜひここは、復興大臣として責任を持って前に進めていただきたいと思えます。

今、移転元地のお話をしました。次は、移転先の土地についてもお話をさせていただきたいと思えます。

防集の移転先地については、先ほども申し上げましたが、高台の整備が進んでおります。ところで、一部あきの区画も出ているというところも気になると思います。

資料二をごらんになってください。これは、二つ事例を挙げさせていただきました。今現在、防集事業で対象者以外への宅地の募集または引き渡しに至っている地区の状況ということで、亘理町の例、仙台市の例、いずれも宮城県ですけれども、こういうことかといえますと、これは、地区数、整備区画数、あきが生じるおそれのあった区画数、再募集によっても防集対象者からの応募に至っていない区画数と、左から順番に並んでおります。

大事なことは、例えば亘理町でいいますと、整備区画数が百四十二区画あって、再募集によっても防集対象者からの応募に至っていない区画が十八ある。かつ、この十八のうち六は防集対象者以外の被災者へ分譲をして、それでもなお埋め切れなくて再募集を継続しているということ。

それから、仙台市の場合ですと、これは数が多くて、七百三十三の整備区画数があるんですが、そのうち七十四ははまだ応募に至っていないので、亘理町と同じように、対象者以外の被災者まで対象を広げて募集中、こういう状況であるわけですから、一割以上、こういう数があるわけですから、

防集の対象者から手が挙がらない理由、これをどのように考えているか、国土交通副大臣からお願いたします。

○山本副大臣 復興副大臣と国土交通副大臣を兼務いたしております山本でございます。国土交通副大臣という立場で、今ほどの階議員の御質問にお答えを申し上げます。

防災集団移転促進事業につきましては、岩手、宮城、福島の被災三県で、三百三十二地区で今現在実施をいたしております。

事業の実施に当たりましては、移転対象者の意向を十分確認し、事業計画に反映させながら進めておりますけれども、移転対象者の意向の変化により、住宅団地においてやむを得ず空き区画が生じる場合がございます。

移転対象者の意向が変化した主な理由でございますけれども、事業主体である市町村によりまして、一つは、経済的な事情により住宅の再建を断念し公営住宅に入居したこと、二つは、住宅団地の完成を待たずにみずから宅地を確保し住宅を建設したことなどがあるというふう聞いております。

○階委員 一つ目の経済的事情で断念ということろなんです、私も常々予算委員会やこの委員会等で指摘しておりますとおり、被災地に限らず全国的に建築費が上がっていますね、資材不足とか人件費の上昇で。これで、経済的にお金が用意できないということ諦めている方も結構いらっしゃるんだと思えます。

そこで、私も常々申し上げておりますように、

住宅再建支援金、国の制度であるとか、あるいは被災した自治体独自にそういう支援制度ができるような、取り崩し型の基金を積み増しするとか、そういうことをやるべきだと私は申し上げております。

ところで、国交副大臣ないし復興副大臣のお立場として、このような空き区画、先ほどの移転元地もそうですけれども、せっかく国がお金をかけて土地を用意したものが遊休地になってしまつては、国民の皆様にも申しわけない、私は被災地の議員としてそう思います。なので、空き区画を埋めるための真剣な努力が必要だと思えますが、この点、どのように取り組むつもりなのか、教えてください。

○山本副大臣 先ほど申し上げましたとおり、意向の変化等に伴って空き区画が生じるおそれがある場合に、事業計画の見直しや移転対象者への再募集を行うなどの対応を現在適宜行っております。しかしながら、そのような調整を行ってもなお空き区画が生じてしまった場合には、被災地の復興に資するように活用していくべきだということふうに考えております。

その旨は地方公共団体にも通知をいたしております。まして、実際に、宮城県の亘理町や仙台市では、移転対象者以外の市内で被災された方に対する募集や引き渡しも現在始まっているところでございます。さらに空き区画が残る場合には、国費を充当しながら実施している防災集団移転促進事業制度の本来の趣旨を考慮しつつも、地方公共団体の実態やニーズをしっかりと把握して対応してまいり

たいというふうに思っております。

いずれにせよ、地方公共団体の意見を聞きながら、国として防災集団移転促進事業の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○階委員 被災地の復興に資するようにということでしたけれども、極論すれば、それは被災者でなくても最終的には家を建てられるようにするということをおっしゃっていると理解していいですか。

○山本副大臣 そのとおりでございます。当該市町村の住民一般や、それから域外の被災者等の住宅用地として活用し、定住促進を図ることも、極めて有効な策であるというふうに考えております。

○階委員 私も、空き地を放置するよりはそちらの方がはるかにいいと思いますけれども、まず、先ほども申し上げましたとおり、仮設におられて、将来家を建てたかったけれどもお金の問題で建てられないという方への支援も充実させていきたい、このことを復興大臣にも申し上げておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

同じような話なんですけど、今度は土地ではなくて、空き家の問題といいますが、災害公営住宅。

今、続々完成して、入居も行われております。きのう事務方にお尋ねしたところ、この災害公営住宅については、今のところ入居率はかなり高目の水準で推移しているようです。

ただ、私も現地に行って感じるのには、御高齢の世帯が多いのではないかとことであります。御高齢ということ、残念ながら、将来的にひよ

つとしたら空き家がふえてしまうかもしれないということ、将来を見据えて、この点についてはどのような対策を考えているのか、また山本副大臣になるかと思いますが、お答えいただけますか。

○山本副大臣 災害公営住宅につきましては、被災者の方が退去されるなど、将来空き家が発生した場合、まずは公営住宅法の趣旨を踏まえて、住宅に困窮する低所得者向けに活用することが原則でございます。しかしながら、募集をしてもなお入居者がいない場合には、目的外使用や用途廃止の手続を踏んで幅広い所得階層の方に入居していただくということが、地方公共団体の判断により可能であるというふうに考えております。

いずれにせよ、将来的な地域づくりは、地域の状況等を踏まえて各地方公共団体が判断するものでございますけれども、国土交通省といたしましては、地方公共団体から相談等があった場合に、適切な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○階委員 先日、佐賀県のみやき町というところに視察に行つてまいりまして、そこでは、地域優良賃貸住宅というのを国交省などからの補助金も活用して民間資金でつくられて、それが、ある程度所得の高い人も入れるということで、かなり環境のいいところでもあるんですが、たくさんの方が入居されて定住人口をふやしている、ここ二三年ぐらいいは、従来は社会流出だったのが社会流入ということにつながっているということで、ぜひ、また今でも被災した自治体は人口減少に苦しんでいますので、そういう人をふやす方向にもせっか

くつくつた災害公営住宅が活用できるようなお取り計らいをお願いしたいと思っております。

それから、私の地元は岩手県でも内陸の盛岡というところで、直接津波で浸水したわけではないんですが、沿岸部からたくさんの方が、みなし仮設ということで、アパートなどに住まわれていらっしゃると思います。このみなし仮設、十月末現在で、盛岡市では二百五十四戸、五百一十一人いらっしゃるということなんです。中には、いつまで住み続けられるんだろうか、あるいは退去した後どうすればいいんだろうかと不安に思っている方もいらっしゃると思いますので、大臣の方から、このような方に対して、不安を払拭するようなお考えをお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○高木国務大臣 みなし仮設にいつまで住まえるのかという話でございますけれども、みなし仮設住宅の利用制限につきましては、避難元の市町村ごとに、災害公営住宅等移転先の確保状況を勘案して県が延長の判断を行うこととなっております。ところでございまして、移転先につきましては、県、市町村が、被災者の意向をきめ細かく把握しながら災害公営住宅等を整備しており、復興庁としても、これについては支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○階委員 ぜひその点もよろしくお願ひいたします。それから、ちよつと時間がなくなってきましたので、最後の質問をさせていただきます。先週の土曜日、復興大臣もお見えになっていましたけれども、岩手の内陸部、花巻と被災地の釜

石を結ぶ復興支援道路として位置づけられております横断道路のうち、遠野と宮守の間で開通式が行われました。こちらの方の横断道路は、八割方完成したということで、最終的な一〇〇%の完成時期も二〇一八年度ということで明確になっているかと思えます。

他方で、もう一つ、盛岡と宮古を結ぶ横断道路、これも非常に重要な道路だと我々は考えております。今整備が進められていると思うんですが、ただ、こちらは進捗がおくれておりまして、今のところ八%の完成率にとどまっている、また最終的な完成時期も今のところ示されていないということで、完成時期がどうなんだということが地元でも言われます。この点について、副大臣から見通しなどお示しただけだと思えます。

○山本副大臣 御案内のとおり、三陸沿岸道路、復興道路でありますけれども、これは順調に今進捗をしておるといふふうに考えておりますけれども、東北横断自動車道とそれから三陸沿岸道路を結ぶ横串をしっかりとつくらなければならぬということ、我々も十分考えておるところであります。

先ほどお話しになった宮古盛岡横断道路、これでありませけれども、全長約百キロでございますけれども、広域的な連携、交流や三陸沿岸地域の復興を支える極めて重要な道路だといふふうに認識をいたしております。

このため、復興支援道路として宮古市から盛岡市間の約五十八キロで事業を進めておりまして、現在までに約八キロが開通をしておるところであ

ります。

現在の見通しによりますと、都南川目道路が平成三十一年度までに、宮古―箱石の一部区間が平成三十二年度までにそれぞれ開通をする予定であります。

一方、開通の見通しが立っていない区間でございますけれども、実は、多数の地権者が共同で所有する土地の一部等の買収見込みが残念ながら今立っていないということもございます。その結果、工事の完了時期がまだまだ明らかになっていないところでございますけれども、これは引き続き法律に基づく手続も着実に進めるなど、早期開通に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○階委員 ありがとうございます。
終わります。